

一般社団法人労務コンプライアンス協会 パートナー会員規約

1. 規約の適用範囲

- ① 本規約は、一般社団法人労務コンプライアンス協会（以下、「当法人」という）のパートナー会員となった団体、法人または個人に適用する。

2. 入会

- ① 当法人の目的に賛同し、入会した者をパートナー会員とする。
- ② パートナー会員になることを希望する者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

3. パートナー会員の入会承認の手続

- ① 入会申込み受付け後、理事会の承認および入会金および初月の会費の入金が確認されたことをもってパートナー会員になるものとする。
- ② 理事会は、入会申込者が、以下の各号の一に該当する場合には、入会の承認をしないことがある。なお、入会金及び初月の会費の入金がされた後に、理事会が入会の承認をしない決定をした場合には、入会金及び初月の会費は返金しないものとする。
 1. 法人の趣旨に賛同していないと理事会が判断した場合
 2. 過去に規約違反等により、会員資格の取消しが行われていることが判明した場合
 3. 入会申込書の記載内容に虚偽の記載があったことが判明した場合
 4. パートナー会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反している場合、もしくは社会規範に反する場合、または、その恐れがあると理事会が判断したとき
 5. パートナー会員となろうとするもの、またはその関係者が暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずるもの（「反社会的勢力」という）、もしくは反社会的勢力に自己の名義を利用させているもの、または反社会的勢力に対する利益供与その他これらに準ずる関係があると理事会が判断した場合
 6. 過去に、当法人のパートナー会員又はメンバーシップ会員の入会にあたって理事会がこれを承認しない決定をした場合
 7. 過去に、除名又は正当な理由なく1年以上会費を滞納したことにより、当法人の会員資格を喪失した場合
 8. その他、パートナー会員とすることが不相当であると理事会が判断した場合

4. 会費および支払い方法

- ① パートナー会員は、別途定める入会金および会費を当法人所定の方法にて支払うものとする。
- ② 当法人は、一旦支払いを受けた入会金および会費については、理由の如何を問わず払い戻しは行わない。
- ③ 当法人は、パートナー会員への事前の告知をもって、入会金および会費の金額を変更することができるものとする。
- ④ パートナー会員は、当法人の提供するサービスの利用にあたり、入会金および会費の他に別途研修費用等が必要となった場合は、これを支払うものとする。

5. 有効期間

- ① 会員資格の有効期間は毎年7月1日から、翌年6月30日までの1事業年度とする。ただし、入会初年度については、入会承諾書の発行日から、その年の事業年度の期間内とし、以後については、退会の申し出、または除名若しくは会員資格の喪失がない限り、自動的に1年ごとに更新されるものとする。

6. パートナー会員の権利およびサービスの内容

- ① 当法人は、本規約に基づき、パートナー会員に対し別途定めるサービスを提供する。
- ② 当法人は、提供するサービスについて適宜見直しを行い、サービスの一部ないしは全部を変更し、または中止ないしは中断することができるものとする。

7. 譲渡禁止等

- ① パートナー会員は、当法人の事前の書面による承諾なく、パートナー会員規約に基づく権利および義務を第三者に譲渡または移転（合併若しくは会社分割による場合を含みます。）をし、貸与または担保に供することができないこととする。

8. 会員情報の取り扱い

- ① 当法人は、パートナー会員が登録した情報およびパートナー会員によるサービスの利用履歴等の情報(以下、「会員情報」という)を適正に管理することに努める。
- ② 当法人の目的を達成するために外部委託等を必要とする場合には、当法人は、外部委託先との間で会員情報の秘密保持に関する契約等を締結し、外部委託先に契約等の遵守を確約させ、必要に応じて必要な会員情報を提供することができるものとする。

- ③ 当法人は、前項または以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、会員情報を第三者に提供しない。ただし、当法人が、前項または以下の各号により会員情報を第三者に提供した場合には、遅滞なく当該会員にその旨を通知するものとする。
1. 法令に基づく場合
 2. 会員の同意がある場合
 3. 法令により要請され、かつ、当法人が開示を妥当だと判断した場合
 4. 利用目的の達成に必要な範囲内で、業務の一部を委託する場合
 5. 個人情報保護法等により、本人の同意を得ずに提供が認められている場合

9. ホームページおよび SNS 等に係る運営について

- ① 当法人は、当法人の認知度向上および情報発信を目的として、ホームページ、SNS 等（Facebook ページ・Twitter 公式アカウント 2023 年 6 月現在）を利用する。
- ② 当法人は、ホームページおよび SNS 公式アカウントを通じて、当法人の開催する勉強会やセミナー等活動に関する情報や、労務コンプライアンスに係る情報を発信する。
- ③ パートナー会員は、当該情報発信において、当法人の活動を通じて得た自らの写真や映像その他情報が投稿されることについて同意するものとする。
- ④ 当法人は、事前にパートナー会員への通知なく SNS およびホームページ上の投稿内容を変更・削除し、またはこれらの運用を終了（アカウント自体の削除を含む。）できるものとする。
- ⑤ パートナー会員の運用する SNS アカウントが、当法人の運用する SNS 公式アカウントをフォローした場合、当該パートナー会員は自らのアカウントで公開している情報について、当法人によるアクセスを許諾したものとみなす。
- ⑥ 当法人の活動を通じて得た写真や映像を、ホームページおよび SNS 公式アカウント等で使用することがあり、これに関し一切の金銭の授受は発生しない。また、投稿された写真、映像、文章等の知的財産権は当法人に帰属する。
- ⑦ 当法人の活動を通じて得た写真や映像を含むパートナー会員の個人情報においては、プライバシーポリシーや諸法令に基づき適切にこれを取り扱う。
- ⑧ 当法人は、本サービスの運営にあたり、運営を妨げる行為や不利益・損害等の迷惑を与える行為および与える可能性のある行為を禁止する。
- ⑨ パートナー会員は、当該情報発信において、当法人の活動を通じて得た自らの写真や映像その他情報が投稿されることについて同意するものとする。

10. 退会

- ① 年度途中の退会は原則として認めない。ただし、当法人が認めた場合はこの限りでは

ない。

- ① パートナー会員は、退会を希望する場合には、退会予定日の1か月以上前に当法人に対して予告をしなければならない。

11. 除名

- ① パートナー会員が以下の各号のいずれかの事由に該当すると当法人が判断したときは、理事会の決議によりそのパートナー会員を除名することができる。
 1. 本利用規約のいずれかの条項に違反した場合
 2. 第3条2項各号の入会拒否事由のいずれかに該当した場合
 3. 入会金及び会費に関して不正な支払いが判明した場合
 4. 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をした場合
 5. その他前各号に準ずる事態が生じた場合

12. パートナー会員の資格喪失

- ① パートナー会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
 1. 退会したとき
 2. 除名されたとき
 3. 正当な理由なく、1年以上会費を滞納したとき
- ② パートナー会員が、前項各号に該当する時点で発生している会費その他の債務等、当法人に対する債務は、会員資格喪失後も、その債務が履行されるまでは消滅しない。
- ③ 原則として、当法人に対する債務については、その一切を一括して速やかに履行するものとする。
- ④ パートナー会員が第1項各号に該当することにより、当法人が損害を被った場合、当法人はパートナー会員に対して損害賠償を請求することができるものとする。

13. 変更の届出

- ① パートナー会員は、登録した会員情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当法人所定の様式により当法人に変更の届出をしなければならない。
- ② 前項の届出がなかったことでパートナー会員が不利益を被った場合であっても、当法人は一切の責任を負わない。

14. 規約の変更

- ① 本規約の改廃は、理事会の決議を経るものとし、パートナー会員の同意なく本規約の内容を適宜、変更できるものとする。本規約を変更した場合、当法人ホームページに掲載する他、適宜、パートナー会員に対して通知するものとする。
- ② その際、本規約に基づいて現に発生している権利義務は新規約による影響を受けないものとする。

15. 準拠法および専属的合意管轄裁判所

- ① 本規約は日本法に準拠し、本規約および一般社団法人労務コンプライアンス協会定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。
- ② 本規約に関して訴訟等の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

16. 施行

- ① 本規約は、2021年3月30日より実施する。
- ② 2023年6月1日改訂